

Title	核軍縮と国際法
Author(s)	黒澤, 満
Citation	大阪大学, 1993, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/38647
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉 大阪大学の博士論文について <a>〉 をご参照ください。

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

氏 名	黒 澤 満
博士の専攻分野の名称	博 士 (法 学)
学 位 記 番 号	第 1 0 8 8 3 号
学 位 授 与 年 月 日	平 成 5 年 7 月 12 日
学 位 授 与 の 要 件	学位規則第4条第2項該当
学 位 論 文 名	核軍縮と国際法
論 文 審 査 委 員	(主査) 教 授 川 島 慶 雄
	(副査) 教 授 中 山 勲 教 授 松 岡 博

論 文 内 容 の 要 旨

1. 本論文の目的

冷戦時代の終焉とともに、国際社会は新しい時代に突入しようとしているが、国際社会の平和と安全保障という問題を考える際に常にその中心にあったのは、米ソの核戦略であり、人類の絶滅という可能性を秘める核戦争の防止に向けての努力であった。

第二次世界大戦の末期に出現した核兵器は、国際政治のなかで重要な役割を果たしてきたが、またそれを規制し、制限・削減しようとする努力も徐々にではあるが成果を生み出してきた。

国際社会の平和と安全を維持するためには、(1) 武力行使の禁止、(2) 紛争の平和的解決、(3) 集団的安全保障、(4) 軍縮の4つの側面における国際法の発展が不可欠であると考えられる。本書はそのうちの第四の分野に関わるものであり、とくに核兵器の軍縮に関するものである。

このような背景の下に、本論文においては、主として米国とソ連との間における二国間の軍縮交渉およびその成果としての諸条約ならびにそれらの諸条約に関連して生じた法的問題の解明を主たる目的とする。

国際の平和と安全を維持しさらに強化するための手段としての核軍縮は、一定の成果を生み出しながらも十分な研究が行われていない分野であり、1960年代末から1990年代初めにわたる包括的な検討は、国際法の新しい領域を明確にするとともに、今後の国際社会の発展の方向を示すのにも有益であると思われる。

2. 本論文の構成と概要

本論文は9章から構成されている。「第1章 SALT 開始の背景」は、SALT (戦略兵器削減交渉) が、1960年代末に開始されるようになった背景を検討するものである。

第2・3章は、戦略兵器のうち防御兵器に関するものであり、「第2章 ABM 条約」は、ABM (対弾道ミサイル) を制限する条約を分析し、「第3章 SDI と ABM 条約」は、米国が打ち上げた SDI (戦略防衛構想) を ABM 条約の解釈との関連で批判的に検討するものである。

第4・5章は、戦略兵器のうち攻撃兵器に関するものであり、「第4章 SALT II 暫定協定」は1972年の協定を、「第

5章 SALT II 条約」は、1979年の条約を分析するものである。

「第6章 SALT 違反問題」は、上述の SALT 諸条約の履行に際して生じた問題として、条約違反の主張を取り上げている。

「第7章 INF 条約」は、米ソ間の INF（中距離核戦力）交渉とその条約を検討するものである。

「第8章 START 条約」は、START（戦略兵器削減交渉）の内容とその成果としての条約を分析するものである。

「第9章 核軍縮と現代国際法」は、本論文のまとめの部分であり、最近の急激な国際社会の情勢の変化を考察し、20年以上にわたる米ソの核軍縮交渉の歴史とその成果を全体的に検討し、現代国際法のなかにおいてどのような地位を占めるのかを明らかにしている。

3. 本論文の内容

(1) 「第1章 SALT 開始の背景」においては、1960年代後半の国際状況が分析され、その時期に戦略兵器に関する交渉が米ソ間で開始された理由あるいは要因が検討される。第1に戦略的状況の分析から、「米国の優位」から「米ソ間のおおよそのパリティ」への移行がみられたこと、第2に政治的状況として、デタントの存在と1968年に署名された「核兵器不拡散条約（NPT）」の軍縮交渉継続の義務が大きな要因となっていること、第3に、技術的状況として衛星からの検証技術手段に大きな進展があったこと、さらに経済状況の悪化を改善しようとする動機があったことが明らかにされる。

(2) 「第2章 ABM 条約」においては、まずその背景として米ソ両国の展開状況および展開をめぐる論争、および条約の形成過程が分析される。次に、条約が何を規制しているかについて、条約規定の分析が行われ、ABM システムの展開を最低限にすること、量的にも質的にも規制が定められていることが明らかにされる。第3に、条約義務の検証として、衛星を中心とする自国の検証技術手段が明確に定められたこと、違反等の問題を話し合う常設協議委員会を設置されたことが評価される。最後に、SALT プロセスの最初の成果として条約が高い評価を得ていること、条約は核抑止論と深く関連していること、防御と攻撃の相互作用に対する条約の好影響などの問題が検討される。

(3) 「第3章 SDI と ABM 条約」は、レーガン政権が提唱する「SDI（戦略防衛構想）」が ABM 条約との関連においてどう評価されるべきかを取り扱うものであり、とくに米国の新しい条約解釈の正当性を検討するものである。まず、条約法条約による条約文の解釈の点から分析すると、米国の立場は支持できないこと、次に条約交渉過程の検討からは明白な結論は引き出せないこと、第3に、署名から批准までの間の議論では伝統的な解釈が支持されていること、最後に条約批准以降においても、新しい解釈が出されるまでは伝統的解釈が明確に支持されていたことなどが明らかにされる。結論的には、国際法の観点から検討した場合、米国の新しい解釈は受け入れられないことが主張される。

(4) 「第4章 SALT I 暫定協定」では、まず攻撃兵器と防御兵器の交渉での取扱い、戦略兵器の定義をめぐる米ソの対立、MIRV（個別誘導複数目標弾頭）が規制されなかった理由が検討され、次に協定の内容として、ICBM、SLBM と潜水艦への規制が分析される。第3に、この協定の評価として、協定による規制はきわめて限定的であり、核軍備競争の実質的制限とはなっていないこと、また規定の方法があいまいであることなど批判的な検討が加えられる。最後に、この協定が5年間の有効期間の後にも実質的に遵守されてきた状況を国際法の観点から分析し、非拘束的合意としての位置づけがなされる。

(5) 「第5章 SALT II 条約」では、まずウラジオストック合意に基づく交渉とカーター新提案を中心に条約作成過程を検討し、次に条約義務の内容を数的制限と質的側面から分析したのち、第3に条約の評価として、総数では現状維持的であるが、内訳などを検討すると米ソ両国の質的な軍備増強を一定の範囲で許容するものとなっている点が大きな欠陥となっていることを指摘し、さらに米国内における条約反対の議論を検討する。最後に、この条約は批准されず正式に効力を発生しなかったにもかかわらず両国により一定期間遵守されてきたが、その法的根拠を条約法条約第18条の観点から分析し、また批准拒否宣言以降の法的地位をも検討するものである。

(6) 「第6章 SALT 違反問題」においては、以上の3条約の実施に関連して生じた違反の主張がとりあげられ、分析される。まず SALT の枠組みにおいて違反問題を取り扱う「常設協議委員会」の成立、任務、活動および性格

が検討される。次に1970年代の議論と個々の問題が検討され、この時期には両国に問題解決の意思があり委員会がうまく機能して問題が解決されたこと、第3に1980年代の議論と個々の問題が検討され、この時期には両国に問題解決の意思がなく委員会が機能しなかったことが、対照的に検討される。最後にこの問題を国際法の側面から検討し、SALT 諸条約の規定方法が必ずしも十分ではなかったこと、自国の検証技術手段は常設協議委員会が機能する場合にはうまく作用するが、両国に条約遵守の意思が希薄な場合にはうまく機能しないこと、SALT 諸条約の紛争解決手段は十分ではないことが検討される。

(7) 「第7章 INF 条約」では、中距離核戦力の全廃を規定する INF 条約が包括的に分析されるが、まずこの問題の背景となる戦略状況の変遷とそれに対する NATO の対応などが検討され、次に条約交渉過程が二つの段階に分けて詳細に、またソ連の大幅な譲歩を伴いながら進展していく状況が個別に検討される。第3に条約内容の分析として、条約対象となるミサイルシステムの内容が明確にされ、それらを廃棄する期間と方法について具体的に考察される。第4に、条約義務の検証・査察についてのさまざまな取り決め、とくにこの条約で初めて合意された現地査察の実施方法、種類と目的、査察官の法的地位などが検討される。最後に条約の意義として、一つのカテゴリーの兵器を全廃する点できわめて重要なものであるが、対象の限定や核弾頭自体を含まないことなどの弱点をもつものであること、ソ連の態度の変化により大幅な現地査察が取り入れられたことは軍縮国際法の大きな進歩であること、廃棄過程が条約の規定どおり3年で実施されたことはきわめて重要であり、この条約は米ソ間および国際社会全般にとって大きな政治的意味をもつことが結論的に指摘される。

(8) 「第8章 START 条約」においては、まず9年間にわたる戦略兵器削減交渉の経過が、3段階に分けて検討され、次に交渉における主要問題として SDI とのリンケージ、SLCM (海洋発射巡航ミサイル)、ALCM (空中発射巡航ミサイル)、移動式 ICBM の問題が取り上げられる。第3に条約義務の内容として、条約対象となる兵器、削減の全体的枠組み、ICBM・SLBM、重爆撃機と ALCM の規制方法、さらに廃棄の方法などが分析される。第4に検証・査察に関して、13種類の現地査察や自国の検証技術手段に対する新たな協力などが詳細に検討される。最後に START 条約の意義として、まず条約による規制は戦略兵器の3分の1削減を規定するもので、冷戦の終焉とともに核軍縮の方向に大きく踏みだしたものであること、戦略兵器のすべてを含んでいることなど重要な意味をもつが、質的規制の不十分さが指摘される。また検証も INF 条約の先例を基礎にそれを上回る措置が含まれていることなどにより、大きな進歩がみられる。さらにソ連邦の解体により、核兵器が配備されているロシア、ウクライナ、カザフ、ベラルーシをも当事国とする条約議定書が締結されたことから、議定書の検討が行われている。

(9) 「第9章 核軍縮と国際法」においては、START 条約署名の後1991年に米ソがそれぞれ一方的にとった軍縮措置、および1992年に米国およびロシアがとった一方的軍縮措置の内容が検討され、冷戦後の世界において迅速に軍縮を実施する点でメリットはあるが、法的文書として確定する必要性が主張される。また1992年6月の米国・ロシア間の戦略兵器の大幅削減合意の内容とその意義が分析される。第2に、核軍縮と NPT (核兵器不拡散条約) 体制との関連が、5年ごとに行われてきた NPT 再検討会議での議論をふまえ、また1995年の延長会議を視野にいれて検討され、両者の相互依存性と一層の軍縮措置の必要性が強調される。第3に、本論文の主題である核軍縮が現代国際法の中でどのような位置を占めるのかが検討され、国際の平和と安全に関する国際法は、(1) 武力行使の禁止、(2) 紛争の平和的解決、(3) 集団的安全保障、(4) 軍縮の4つの分野で発展しつつあり、それら4分野の発展は相互依存関係にあることが主張される。また本論文の対象となっている SALT/START プロセスにおける核軍縮の規制の特徴と検証・査察の特徴が分析され、紛争解決手段の不十分さが指摘される。

論文審査の結果の要旨

本論文は、1969年に米ソの間で開始された戦略兵器制限交渉（いわゆる SALT）の第一ラウンドから、1991年12月のソ連崩壊後に米ロがとった一連の一方的軍縮措置に至るまでの、20年以上に及ぶ二国間の軍縮交渉、その成果と

しての諸条約，更にそれらの条約に関連して生じた法的問題を，膨大な文書，特にアメリカ国務省の資料，外交委員会の記録を丹念にフォローすることによって，綿密に分析している。

本論文の中心課題は，米ソ二国間の軍縮交渉の結果もたらされた諸条約を分析・研究することであるが，本研究の特徴は，条約締結にいたる二国間の軍縮交渉の過程を綿密に検討し，更にその背景となっている国際政治状況や経済状況，また，両国首脳の発言などを詳しく検討しているところにある。

これによって，本論文は，軍縮国際法についての法的側面から研究という枠を越えて，米ソの20年余に及ぶ軍縮交渉史として価値をも備えるものにしており，博士（法学）に十分値するものと認められる。